

ベトナムの WTO への加盟と 日越の経済関係の展望

ド・マン・ホーン

ベトナムの世界貿易機構 (World Trade Organization - WTO) への加盟の交渉は (1995 年から) 11 年間に渡ってようやく最終の段階を迎えた。特別な事情がなければ、来月 (2006 年 11 月) ベトナムは WTO の 150 番目の (正式) メンバーになることが決定される。この出来事は間違いなくベトナムのグローバル経済への接近プロセスのターニング・ポイントになり、ベトナム経済の市場化の決心とそれに対する世界各国の評価が判明した。

ベトナムは日本の政府開発援助の最大の相手の一国であり、日本の投資家、企業家にとって (タイ、インドと中国のあと) 魅力的な投資先の新しい拠点でもある。またベトナムの市場経済化および WTO への加盟の過程には日本から様々な協力、支持があったので、この出来事は日越両国の経済関係にどのような影響を与えるかは、両側の政府と産業界の注目をあびているに違いないであろう。

以下では、まずベトナムの WTO への加盟の交渉と日本支持を概観し、その次両国間の今後の投資、貿易関係の展望について言及してみたい。

ベトナムの WTO への加盟の長い道

ベトナムは、これまで自国の投資貿易制

度の開放 (規制緩和) および商業活動に関わる法律システムの一貫・透明化に関する公約を提示しながら、欧州連合、日本、カナダ、米国、中国などの 28 カ国・地域との二国間交渉を徐々に終え、スイスのジュネーブで多国間交渉を 14 回も繰り返した。以下の表には、その交渉の長い道をまとめた。

交渉過程ではベトナムが WTO へ提示した公約や法案は、輸出入規制、関税から知的財産権の保証、電子取引規制まで幅広い分野をカバーし、全部で 16 項を含んだ。それらは、商法改正法案; 改正関税法の法案; 国際条約の締結、加盟、施行に関する法律の法案; 電子取引法の法案; 一般投資法の法案; 知的財産権及び技術移転に関する法律の法案; 知的財産法の法案; 輸出入関税法の改正法案; 輸出入関税法の既存条項を比較した法文書; 輸入自動車に対する差別的扱いを廃止するための間接税改正案; ビール間接税に関する類似の提案; 輸出実績と連動した補助金の廃止; 自由貿易区製造物品への通常輸入通関手続の適用; WTO の貿易の技術的障害協定 (Agreements on Technical Barriers to Trade - TBT and 衛生植物検疫措置に関する協定 (Sanitary and Phytosanitary Measures -

SPS)の照

WTO への加盟の多国間交渉ラウンド	
1995年 1月	WTO への加盟を提案
1998年 7月	スイスのジュネーブで WTO 加盟交渉第1回ラウンド
1998年 12月	WTO 加盟交渉第2回ラウンド
1999年 7月	WTO 加盟交渉第3回ラウンド
2000年 11月	WTO 加盟交渉第4回ラウンド(貿易投資に関する法律の明白化への要求)
2001年 12月	ベトナムは関税とサービスについて制度を説明
2002年 4月	WTO 加盟交渉第5回ラウンド(ベトナムの行動計画と二カ国間の交渉状況を把握)
2003年 5月	WTO 加盟交渉第6回ラウンド(ベトナムの代表も参加)
2003年 12月	WTO 加盟交渉第7回ラウンド(多国間の交渉継続)
2004年 6月	WTO 加盟交渉第8回ラウンド
2004年 12月	WTO 加盟交渉第9回ラウンド(二国間交渉が完結すればベトナムの加盟包括案が採択され、閣僚会議または一般理事会会合において票決される予定)
2005年 9月	WTO 加盟交渉第10回ラウンド
2005年 12月	WTO 加盟交渉第11回ラウンド
2006年 3月	WTO 加盟交渉第12回ラウンド(多国間で協議事項はベトナムの二国間交渉のレビュー、法整備計画、作業部会のレポート草案、近い将来の作業日程)
2006年 3月	交渉の最終段階が開始(委員会の公布)
2006年 6月	28カ国との二カ国間交渉終了
2006年 7月	WTO 加盟交渉第13回ラウンド
2006年 10月	WTO 加盟交渉第14回ラウンド(多国間交渉の合意妥結)

資料)ベトナムおよび日本の新聞などの公開情報より作成。

会先設置;石油、医薬品、砂糖、タバコ、塩、肥料、コメ、文化製品といった規制品を除く品目の売買権拡大;輸入許可証申請手続の簡素化である。

公約や推進案の WTO への提示と同時に、ベトナムの政府はこの間経済活動に関わる法律システムを積極的に改革していた。2005年に制定され2006年中発効となる法律の本数が16本もあった。その中には、以前と比べて大きく改正されたのがいくつかがある。それらは例えば、「改正商法」(2006年1月1日発効、旧商法に取って代わり、外国投資家が合弁企業形

態、あるいは100%外資系企業形態で貿易活動に従事できるようになった)や「改正税関法」(2006年1月1日発効、税関制度の改革、また輸出入活動の円滑な運用を実現するため、税関の新しい行政管理法を定めた)、また「統一投資法」(2006年7月1日発効、内国投資促進法にの代わり、外資系企業、国内民間企業、国有企業を適応対象とする)、と「統一企業法」(No 60/2005/QH11、2006年7月1日発効、外資系企業、国内民間企業、国有企業を適応対象とし、旧企業法と外資系企業法と国有企業法に取って代わった)である。

実際この過程では、ベトナムは日本から様々な形態で協力、支持を受けた。政府開発援助（Official Development Assistance - ODA）を通じて、日本政府はベトナム経済制度の改革に対する知的支援、例えば日本国際協力事業団（JICA）とベトナム投資計画省（MPI）の共同作業による（1995-1998）「石川プロジェクト」や民間セクターへの支援を中心とする「新宮沢構想」などは、ベトナムの市場経済化に大きく貢献した。また、2003年末に結ばれた日本とベトナムの「二カ国間の投資促進協定」、そして2004年末に結ばれた「日・越共同イニシアティブ」は、日系企業に対する投資環境の改善という直接的な効果のほかに、間接的にベトナムのWTOへの加盟プロセスを加速させる効果もあった。

共同イニシアティブは、投資促進協定の内容をカバーする総合的なプログラムとして、短期出入国（ビザ）制度から、資本の使用、知的財産保障制度などの改革で合わせて44項目（125細目）の行動計画が書かれた。それらは主に、特別投資奨励案件リストの策定、短期滞在ビザ免除、金融機関の海外資産運用規制の廃止、減資に関する制約の廃止、法定資本金の下限規制の廃止、知的財産権に関するデータベースの公開、模倣品取り締まりキャンペーンの実施、競争法の制定、電力分野への外資規制の廃止、電力の二重価格

の廃止、二輪車の生産制限をしないことの明確化である。これらのプログラムの進展の結果、外資系企業部門を含む民間セクターにとって投資・生産・経営に関わる法的環境は、2006年から透明性、一貫性及び平等性が一段改善されると見られる。上述の法律システムの改正は、それまでの日越共同イニシアティブを含む日本からの協力、支援の成果とも言えるであろう。

日越投資貿易関係の展望

結論から言うと、ベトナムのWTOへの加盟は、両国間の貿易と投資関係の拡大に大変大きな効果があると考えられる。1990年代初頭から日越経済関係が漸進的により密接に結ばれるようになりつつある。具体的に、両国間の貿易関係は数字でみると、1992年と比べて2005年の輸出額と輸入額は、それぞれ約7倍と5倍となった（下の表を参照）。しかし、国際比較の視点からみれば、タイの中国と比べて日越の貿易額がまだまだ小さいというのは現実である。ただ、これまでベトナムはWTO未加盟であるので、関税などの障壁の影響で、中国およびタイと比べ、ベトナム対日輸出入活動はより制約的な条件に置かれると考えられる。しかし、これからベトナムはWTOのメンバーになることによってこれらの不利な条件が解消され、両国間の貿易の拡大の可能は十分あるに違いないで

日本の対タイ、ベトナム、中国の貿易バランス (億ドル)

年	タイ			ベトナム			中国		
	輸出	輸入	バランス	輸出	輸入	バランス	輸出	輸入	バランス
2005	226	157	69	36	46	-9	803	1091	-288
2000	137	106	30	20	26	-7	304	553	-249
1996	184	103	81	11	20	-9	219	406	-187
1992	104	59	44	5	9	-4	119	170	-50

資料) Jetroホームページ(貿易統計データ)より作成。

日本の対外直接投資(フロー)

(100万ドル)

国、地域	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004
アジア	6,425	9,699	11,614	6,682	6,006	5,669	9,388
タイ	657	719	1,403	1,405	932	504	1,184
ベトナム	10	176	319	51	21	60	109
中国	1,070	2,565	2,510	1,076	1,008	1,766	4,567

資料) Jetroホームページ(投資統計データ)より作成。

あろう。

一方、投資の関係は、1990年代初頭と比べ近年の数字(投資額)が増え、一時的に大きな(投資)ブームが起こそうとしたものの、投資流入額が2000年ころもとのレベルぐらいに激減した経験もあった(上の表のデータを参照)。

表のデータに示されるように、アジア諸国の中ベトナムへ流入された日本の直接投資額はまだ非常に小さい。2004年の時点でタイの約十分の一、中国の四十分の一にならなかったのである。また、ベトナムは中国と同様、アジア通貨危機ころ通貨下落が発生しなかったにもかかわらず、外国直接投資の流入は1998年から2000年にかけて大きくブレークの状態になった。それは一部通貨危機の間接的な影響でもあったが、主な原因はベトナムの投資環境の不備にある。国際協力銀行の調査により、ベトナムは有望事業展開先国・地域の中で(そのころ)3年連続4位になったものの、実際に新たに進出やすでに進出した企業の投資規模の拡大が少なかった。これに関して有望国の課題をみると、主な理由はやはり(インフラが未整備、法律が未整備、法律の運用が不透明などの)投資環境が良くないことにある。ただし、この調査は、2006年の状況(法律システムの急速な改善)を反映しなかった。なので、ベトナムのWTOへの加盟後、国際ルー

ルに従い、商業活動に関わる法律の内容およびその運用が抜本的に改善され、従来の(低賃金、労働質の良さなどの)比較優位を利用しながら「投資が投資を呼ぶ」というブームを引き起こすことが期待できる。

言うまでもなく、日越の貿易投資関係は現段階のWTOの規定の下だけでは、急速に拡大できるわけではなく、それよりWIN-WIN関係を保障する二カ国間の構想が不可欠である。ベトナムのWTOへの加盟が成功すれば、両国間に2005年から発足された二カ国間の経済連携協定(Economic Partnership Agreement - EPA)に関する検討会合を進める効果がある。また、すでに二カ国間の投資推進協定や日越共同イニシアティブの成果を考えれば、早いうちに日越EPAの締結が十二分可能であり、日越の経済関係は新たな時期が開かれると想定できるであろう。

脚注)

それらは、改正商法(No 36/2005/QH11)、教育法(No 38/2005/QH11)、海洋法典(No 40/2005/QH11)、国際条約の締結、加盟、施行に関する法律(No 41/2005/QH11)、改正税関法(No 42/2005/QH11)、観光法(No 44/2005/QH11)、輸出入関税法(No

45/2005/QH11) 、改正鋁業法 (No 46/2005/QH11) 、譲渡性証券法 (No 49/2005/QH11) 、知的財産法 (No 50/2005/QH11) 、電子取引法 (No 51/2005/QH11) 、汚職防止対策法 (No 55/2005/QH11) 、住宅法 (No 56/2005/QH11)、改正付加価値税及び特別売上税法(No 57/2005/QH11)、投資法 (No 59/2005/QH11) 、統一企業法 (No 60/2005/QH11) 、入札法 (No 61/2005/QH11)

このプロジェクトとその結果は石川滋、原洋之介 編著(1999)『ヴェトナムの市場経済化』(東洋経済新報社)にまとめられた。

正式名は、「投資自由化、促進及び保護に関する日本とベトナム社会主義共和国との間の協定」である。

この点に関するデータの詳細について、国際協力銀行『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告』各年版を参考。